

地球・資源分野 JABEE 委員会運営規則

第 1 章 委員会の設置

(設置)

- 第 1 条 一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下、「JABEE」という）が定める地球・資源および関連のエンジニアリング分野（以下、「地球・資源分野」という）の活動を適切に実施するために、JABEE の正会員であり、この分野に関連する一般社団法人資源・素材学会、一般社団法人日本応用地質学会、公益社団法人日本地下水学会、一般社団法人日本地質学会の 4 学会（以下、「構成学会」という）は、共同して任意団体を設置する。
- 2 2022 年 4 月より、任意団体名称「地球・資源およびその関連分野」分野運営委員会を、地球・資源分野 JABEE 委員会(以下、「本委員会」という)に改称する。

(会員)

- 第 2 条 構成学会を、本委員会の会員とする。
- 2 本委員会の会員は以下のとおりとする。
- (1) 一般社団法人資源・素材学会
 - (2) 一般社団法人日本応用地質学会
 - (3) 公益社団法人日本地下水学会
 - (4) 一般社団法人日本地質学会
- 3 本委員会の入退会は、運営委員会（第 16 条以降に定義する）の審議を経て、全会員の承認を得ることを必要とする。

(活動内容)

- 第 3 条 本委員会は、地球・資源分野の代表団体として、以下を行う。
- (1) JABEE と地球・資源分野との「技術者教育プログラム認定審査業務契約」の締結および同契約に基づく審査業務の実施
 - (2) JABEE の求める JABEE 理事候補者、JABEE 認定・審査調整委員会委員候補者、JABEE 基準総合調整委員会委員候補者、JABEE フェロー候補者等の推薦
 - (3) JABEE 正会員特別会費（20 万円／年）の納付

(所在地)

- 第 4 条 本委員会に事務局を置き、事務局の所在地である、東京都港区をもって本委員会の所在地とする。

第 2 章 運営

(運営委員)

- 第 5 条 本委員会の運営にあたる運営委員を 12 名以上 17 名以内選任する。

第6条 運営委員の任期は2年とし、4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。再任を妨げない。

- 2 運営委員が任期途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期とし、増員により選任された運営委員の任期終了日は、選任時点で任期途中にある他の運営委員の任期終了日と同日とする。

第7条 運営委員の改選は、構成学会がそれぞれに所属するものの中から推薦する2名以上の候補者ならびに運営委員会が推薦するものなかから、第16条以降に定義する運営委員会において選出し、改選結果を構成学会に報告する。なお、設立時の運営委員は、前身の地球・資源分野運営委員会において選出する。

第8条 運営委員は非常勤で報酬を支給しない。

(委員長、副委員長、幹事)

第9条 運営委員のなかから、委員長1名、副委員長1名、幹事4名を運営委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、本委員会を代表し、本委員会の業務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の業務執行が困難な場合、委員長の職務を代行する。
- 4 幹事は、それぞれ総務(事務、財産管理など)、渉外(JABEEや関連団体との連絡・調整など)、広報(情報発信、ウェブサイト管理など)、事業(普及、啓発事業の企画など)の各分野を担当する。担当するにあたっては運営委員会の決議内容・方針に従う。

第10条 委員長、副委員長、幹事の任期は、4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。再任を妨げない。ただし、同一職の再任は、原則として連続3期、6年までとする。

- 2 委員長、副委員長、幹事が任期途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期とする。

(監事)

第11条 2名の監事を置く。

第12条 監事の任期は2年とし、4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。再任を妨げない。ただし、同一職の再任は、原則として連続3期、6年までとする。

- 2 監事が任期途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期とする。

第13条 監事の改選は、構成学会がそれぞれ1名以内を推薦する候補者のなかから、構成学会が協議して選任する。

第14条 監事は運営委員会の会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、第4章に定める監査を実施する。

第15条 監事は非常勤で報酬を支給しない。

(運営委員会)

第 16 条 全ての運営委員により構成される運営委員会を置き、本委員会の運営にあたる。

第 17 条 運営委員会は原則として各年度内の 6 月、1 月、3 月の 3 回開催する。

第 18 条 運営委員会は以下の事項を所掌する。

- (1) 前年度の事業報告、収支決算の審議（6 月）
- (2) 当年度事業計画の実施状況、分野別審査委員会からの報告の確認（1 月）
- (3) 次年度の運営委員の選任、事業計画、収支予算の審議（3 月）
- (4) 当該年度の JABEE 審査に関わる業務（審査申請受理の可否判断、審査チームの編成、JABEE 主催講習会への受講生送り込み）および分野別審査委員会の設置
- (5) 審査基準、審査体制、審査方法等に対する地球・資源分野の意見の取り纏めと答申
- (6) 分野別要件の審議
- (7) 審査員の養成、教育
- (8) 地球・資源分野および周辺・関連分野の啓発・宣伝活動（ウェブサイト運営、講習会、ワークショップの開催など）の実施
- (9) 地球・資源分野および周辺・関連分野の受審プログラム、受審検討プログラムのサポート
- (10) 運営委員の中から 1 名の JABEE 理事候補者、1 名の JABEE 認定・審査調整委員会委員候補者、1 名の JABEE 基準総合調整委員会委員候補者、若干名の JABEE フェロー候補者の推薦
- (11) 本規則の改定
- (12) その他、地球・資源分野の運営に関する事項

第 19 条 運営委員会の開催は対面あるいはオンラインによる会議によって行うことを原則とし、定足数は、運営委員の過半数とする。議決は出席した運営委員の過半数をもって行うが、賛否同数の場合は、議長が裁定する。なお、代理出席、委任は認めない。

第 20 条 運営委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠ける場合は副委員長が務める。さらに副委員長も欠ける場合は出席した運営委員の互選により議長を選任する。

第 21 条 議決の一部又は全部を書面または電磁的記録によって行うことを可とする。但し、書面または電磁的記録によって行う場合の議決には、監事全員の同意のもとでの運営委員全員の同意を必要とする。

第 22 条 運営委員会の招集は、開催日の 2 週間前までに第 20 条に定める議長より全ての運営委員および監事に対して、郵送または電磁的手段により行う。

第 23 条 運営委員 2 名以上による運営委員会の開催請求があった場合、請求から 1 ヶ月以内に運営委員会を開催しなくてはならない。

第 24 条 運営委員会の議案および資料は、担当運営委員が開催日より土日祝日を除く 2 日前までに作成する。事務局は必要部数を印刷し運営委員全員と監事全員に配布、もしくは運営委員全員と監事全員に電磁的記録を配信、または運営委員全員と監事全員が閲覧できるファイルサーバーにアップロードする。

第 25 条 運営委員会の議長は出席した運営委員の中から議事録作成者を指名し議事録を作成させる。議事録は、出席した運営委員全員の承認を得て、議長が記名押印する。

第 26 条 運営委員会の議案、資料、議事録は事務局において、閲覧可能な形で保管する。

第 27 条 運営委員会の出席運営委員には、第 35 条に規定される旅費を支給する。

(分野別審査委員会)

第 28 条 運営委員会のもとに、当該年度の JABEE 審査に関わる業務（審査の実施、審査報告書の提出等）を担当する分野別審査委員会を設置する。

2 分野別審査委員会は、当該年度の審査対象との利益相反を考慮した運営委員若干名と審査チームの主審査員（場合によっては副審査員を含むことがある）から構成される。分野別審査委員会委員の任期は、JABEE 審査の工程に合わせ原則 1 年とし、運営委員会が選任する。

3 分野別審査委員会に分野別審査委員長を置き、分野別審査委員長は、JABEE 認定・審査調整委員会委員が務め、分野別審査委員会の会議を主宰し議長を務める。

4 当該年度に分野内で実施した審査チーム報告書を審議・調整して、分野別審査報告書を作成するための会議を、原則として運営委員会と同日に開催する。

5 JABEE において、分野別審査報告書と異なる内容で最終審査報告書が作成されることになった場合、議長または議長が指名する分野別審査委員会出席者が JABEE との調整業務に対応する。

6 議長は出席者の中から議事録作成者を指名し議事録を作成させる。議事録は、出席者全員の承認を得て、議長が記名押印する。分野別審査委員会の議事録には、開催日時、場所、出席者、審議対象プログラム名および次回審査時への申し送り事項のみを記載し、審議内容は直接審査チーム報告書の修正および分野別審査報告書への記入をもって記録に替える。

7 議事録は JABEE に提出する審査チーム報告書、分野別審査報告書の最終版とともに事務局において 10 年保管するが、非公開とする。

8 分野別審査委員会の出席者には、第 35 条に規定される旅費を支給する。

(事務局)

第 29 条 本委員会の事務局は、一般社団法人資源・素材学会事務局内に置き、JABEE および構成学会と本委員会との連携事務、および本委員会の運営事務に当たる。但し、後年、本委員会の構成学会あるいは運営委員会からの発議により、事務

局担当学会を変更することを可とする。その際は事務局作業の継続性に支障がないように配慮する。

2 事務局は、以下の業務を行う。

- (1) JABEE と分野間の事務連絡
- (2) 本委員会と構成学会間の事務連絡
- (3) 地球・資源分野の年間活動スケジュールの管理
- (4) 委員名簿の整備、保管
- (5) 審査経験者、審査員講習会受講者、これらの候補者の名簿整備、保管
- (6) 当該年度の主審査員、副審査員、審査研修員名簿の整備、保管
- (7) 会議の開催日程調整、会場確保、出欠とりまとめ
- (8) 会議資料の印刷、配布、配信、アップロード
- (9) 会議資料、議事録の保管
- (10) 会議出席者への旅費等の支払い
- (11) 主審査員、副審査員、審査研修員への旅費、謝金等の支払い
- (12) 出納、会計、納税事務、銀行口座の管理
- (13) ウェブサイトの管理
- (14) 本委員会が開催する事業の関連事務
- (15) サイバー攻撃を含む情報逸失、漏洩、改竄等に対する情報管理

3 前項に掲げる業務の一部の第三者への再委託は、運営委員会の承認を得て行う。

第 30 条 本委員会は、事務局を設置する一般社団法人資源・素材学会に対し、個別審査の有無、種類、件数によらない定額の年間分野事務手数料および当該年度に実施する審査の種類、件数に応じた審査事務手数料を支払う。支払額については別に定める。

第 3 章 会 計

(会計)

第 31 条 本委員会の支出は、「技術者教育プログラム認定審査業務契約」にもとづき支払われる契約業務への対価の他、本委員会が実施する事業等による収入、寄付金および繰越金をもって支弁する。

(事業年度)

第 32 条 事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する。

(事業計画書および収支予算書)

第 33 条 事業計画書および収支予算書は委員長が作成し、毎事業年度開始日の前日までに運営委員会において承認を得るものとする。

(事業報告書および収支決算書)

第 34 条 事業報告書および収支決算書は、毎事業年度終了後遅滞なく、委員長が作成し、

運営委員会において承認を得るものとする。

(経費)

- 第 35 条 経費は、旅費、謝金、会議費、会場費、委託費、印刷費、通信費、物品費、租税公課、雑費の細目により管理する。
- 2 会議の出席者に対する旅費等の支給額、支給方法については、別に定める。
 - 3 審査ならびに講演等に関わる旅費、謝金等の支給額、支給方法については、別に定める。
 - 4 予算承認されていない、単独で 20 万円を超える支出については、運営委員会の承認を得て行う。

(剰余金)

- 第 36 条 各年度の剰余金は、原則として次年度への繰越金とする。
- 2 前項以外の処理、または本委員会を解散する際の剰余金の処分については、構成学会と協議のうえ決定する。

(銀行口座)

- 第 37 条 普通口座を開設し、資産を管理する。

第 4 章 監査

- 第 38 条 毎事業年度終了後遅滞なく、監事による、事業報告、収支決算書、事業計画、収支予算書の監査を受けなくてはならない。
- 第 39 条 監査結果は、事業報告、収支決算書、事業計画、収支予算書とともに、運営委員会および各構成学会に報告しなくてはならない。

第 5 章 認定・審査に関する提訴

- 第 40 条 高等教育機関からの提訴の窓口は JABEE 事務局とする。

第 6 章 資料および情報の管理

- 第 41 条 資料および情報の管理は、JABEE の守秘義務の定めに従い、適切に実施する。

第 7 章 補則

(規則の改廃)

- 第 42 条 本規則の改定は、運営委員会の議により実施し、構成学会に報告する

附則

- 4 2025 年 6 月 23 日 第 5 条、第 18 条、第 28 条および第 39 条を一部改正
- 3 2023 年 3 月 29 日第 25 条および第 28 条を一部改正
- 2 2023 年 1 月 13 日改正

同日制定の謝金規程と整合を取るため 35 条 3 項の記載を改めた。

- 1 本規則は 2022 年 4 月 1 日より施行する。